

児童がこうした一時的なケアを里親または施設によって受けている間に、児童保護を担当するソーシャルワーカーは各種専門職や家族との連携により、児童を取り巻く状況、児童のニーズを明らかにし、児童の最善の利益を目的とした長期的なケア計画を作成する作業を行う。

本稿では、アイルランドにおいて日本の児童相談所のような業務を行っている保健局 (Health Service Executive) による児童保護サービスが児童保護の中でどのような役割を果たし、要養護児童がどのような法律によってどういった種類の保護を受けているのかを検証する。さらに、保護を受けた児童の学習権はどのように保障されているのか、また、保護された児童は肉親や保護者とどういったレベルのコンタクトを維持しているのかについても紹介し、2001年から2006年までの5年間児童ソーシャルワーカーとして働いた立場からアイルランド型児童福祉サービスの利点と改善すべき点について考察する。

## 1. アイルランドについて

アイルランドにおける児童保護制度について検証する前に、まずアイルランドがどのような国であるのか、また現在の社会福祉制度、児童福祉制度を育んだアイルランドの、歴史と経済・社会状況のあらましについて簡潔に述べたい。

### 1.1. アイルランドの概要

アイルランドは、英国の西隣に位置し、面積70,282平方キロメートル、人口4,239,848人(2006年4月23日現在)の国である<sup>(2)</sup> (Central Statistics Office Ireland 2007)。首都ダブリンには約120万人の人口が集中しており、国民の90%以上は、ローマカトリックといわれている。

アイルランドは1649年にカトリック教徒の弾圧を行ったクロムウェルにより植民地的

な地位となり、以後、宗教、政治、土地所有などの差別に苦しんだ。1801年には英国の一部として正式に統合されたが、1937年に英国王への忠誠を否定することになる共和制を宣言した<sup>(3)</sup> (財団法人自治体国際化協会 2003)。また、アイルランドは他国へ多くの移民を送り出した国としても知られている。1845年のジャガイモ飢饉を契機として、アイルランドからは、新地を求めてアメリカ合衆国、オーストラリア、英国などに700万人以上の移民が流失し人口は激減した<sup>(4)</sup> (杉原 1999)。

1980年代まではインフレと高い失業率、大幅な財政赤字と経済財政政策上の困難に直面してきたが、1990年代半ば以降には、IT関係産業の発達を中心に高度成長を遂げ、「ケルティックタイガー」との名をはせ、その経済成長、生産性の上昇は先進国の中でも際立っている<sup>(5)</sup> (内閣府統括官室 2007)。2000年から2003年の間には1年に5万人以上の移民がアイルランドに入国し、同じ3年間に計4万人以上の難民申請があった<sup>(6)</sup> (Immigrant Council of Ireland 2005)。

## 2. アイルランドの児童福祉サービスの概要

増田(2002)によれば、アイルランドの児童福祉サービスは、歴史的には英国による統治のもとで制定された1908年児童法<sup>(7)</sup> (Children Act 1908)を児童保護の基本法とし、アイルランドにおける家族政策は国家による不介入を特徴としてきた。しかし、1990年代には、家族を取り巻く社会・経済・文化が変化したこと、また、1992年に国連こどもの権利条約を批准したことなどを契機に、総合的な家庭福祉の重要性が認識され始めた<sup>(8)</sup> (増田 2002)。次に、1991年に成立した児童ケア法のもとで現在の児童福祉サービスがどのように整備されているのかについてみていきたい。

## 2.1. 保健局 (Health Service Executive) について

アイルランドの児童福祉サービスは、保健・児童省 (Department of Health and Children) の監督下で展開されている。実際にサービスを行っているのは、保健局である。保健局は病院や保健所などにおいて、ヘルスサービスおよび社会サービス全般をアイルランドに住むすべての人々に提供している。保健局は、医師、歯科医、保健師、言語・作業・医学療法士、ソーシャルワーカーなど、全国で 35,000 人を超えるさまざまな職種の専門家を雇用している<sup>(9)</sup>(Health Service Executive 2007a)。

児童福祉サービスは、地方保健所 (Local Health Centre) で行われており、その目的は、①予防・早期介入による家族支援、②十分な保護を受けていない子どもたちに対して保護およびソーシャルワークサービスを提供することである<sup>(10)</sup>(Health Service Executive 2007b)。地方保健所では、児童保護ソーシャルワーカーに限らず、保健局に雇われているさまざまな専門職が働いている。

アイルランドでソーシャルワーカーとして働くことができるのは、国家資格 (National Qualification in Social Work) を取得した者に限る。資格取得方法は、①国家ソーシャルワーカー資格認定局に認められたコースを修了し、ソーシャルワーカー国家資格を得た者、②英国のソーシャルワーカー資格 (CQSW) を持つ者、③CQSW 設立以前の認定された資格を持つ者、④国外のソーシャルワーカー資格を持ち国家ソーシャルワーカー資格認定局より認定を受けた者、の 4 種類である<sup>(11)</sup> (National Social Work Qualifications Board 2007)。

1991 年より施行された児童ケア法には、保健局が、十分なケアと保護を受けていない児童の福祉を推進する役割を担うことが述べら

れている。また、児童ケア法第 2 条 3 項には、保健局は、一般的には、児童は自分たちの家庭内で育てられることが、児童の最善の利益であるとの原則を守らなければならないことが明記されている。

## 2.2. 保護の種類

児童ケア法においては、児童を保護する場合について、次に述べる項目を定めている。なお、アイルランドでは、「児童の保護と福祉のための国内ガイドライン」(1999)<sup>(12)</sup>に、児童虐待発見の通告義務についてはすべての人が有すること、また、特に児童と関わる専門職については細心の注意のもと、通告義務を遂行する必要性について述べられている<sup>(13)</sup> (Department of Health and Children 1999)。ただし、通告義務違反のペナルティーについては、特に定められていない。

### 2.2.1. 任意保護 (Voluntary Care)

児童ケア法第 4 条第 1 項は、保健局管轄内に居住する、あるいはその地域で発見された児童が、保健局に保護されない限りケアを受けられないと判断した場合、保健局は児童を保護する義務がある旨を定めている。しかし、任意保護による保護は第 2 項に「養育権を持つ両親か、またはそれに代わるもの (loco parentis) の意思に反して児童を保護する権利を与えるものではない」ことが明記されている。

実際の実践の中では、児童ソーシャルワーカーが児童を保護する必要がある場合、任意保護の形式をとることが最優先されている。ソーシャルワーカーが児童宅を児童保護の目的で訪問する場合、両親には、任意保護とは、包括的なアセスメントを行うまで、あるいは両親が適当なサービスやサポートを受けることが保証されるまでの間、あるいはソーシャルワーカーが的確な情報を得るために必要なサービスとの連携を図るまでの一時的な保護

であることを強調した説明が行われ、同意を促す働きをする。そういった説明によっても両親あるいは保護者からの同意が得られないときにのみ、任意保護以外の対策がとられる。

### 2.2.2. 緊急保護命令 (Emergency Care Order)

任意保護の同意が両親より得られないとき、保健局の児童ソーシャルワーカーが必要であると判断した場合には、裁判所の承認によって児童を緊急に保護する措置がとられる。

児童ケア法 (1991) 第 13 条では、保健局の申請により、児童の健康と福祉に緊急で深刻な危険がある場合、あるいはそのような恐れがあり保護が必要であると裁判所が認め緊急保護命令が発された場合、児童を 8 日間保護する権限が与えられる。この場合、ソーシャルワーカーに強制立ち入り権は与えられていないので、必要であれば警察同伴のもと、強制立ち入りが行使される。ソーシャルワーカーに強制立ち入り権がないことは、ソーシャルワーカーの権限に限られる反面、警察と責任を分担し、協力して児童保護を行うという意味では大切な役割を果たしている。また、その後両親とパートナーシップを築いていくうえでも直接立ち入りを行わないことは肯定的に捉えられる場合もある。また、児童にとって、警察が介入することがトラウマになる場合もあり、そういったことを配慮して、家庭訪問の際は警察には背後で待機するようにソーシャルワーカーより要請するなどの対策がとられている。なお、児童を任意保護するために家庭訪問する場合も、両親からの同意が得られない場合を見込んで、警察に待機同伴を依頼する場合もある。

### 2.2.3. ケア命令 (Care Order)

児童の状況がきわめて深刻であるとみられる場合、あるいは児童を取り巻く環境の改善が見られない場合、保健局はケア命令の申請

をする。裁判所は、保健局の申請を受けて、次のことを認めた場合、ケア命令を発する。

- ① 児童が暴力を受けたり、虐待されたり、ネグレクトを受けたり、性的虐待を受けた場合
- ② 児童の健康、成長と福祉が回避できるにもかかわらず放置・無視されている場合
- ③ ② と同様に推測される場合

ケア命令が裁判所より発せられた場合、保健局は児童が 18 歳になるまで、あるいは裁判所が定める期間まで児童を保護下に置くことができる。その場合、児童に対する親権は制限され、保健局が福祉と安全を保障する権限を持つ。保健局はその児童に対して、いかなる医療行為への同意権をも得る。保護命令が発された場合、児童ソーシャルワーカーは児童の居住地や学校との連携、また医療機関やその他の機関との連携により、包括的なケースのマネジメントを長期的に行う役割を担うことになる。多くの場合、こういった児童は保健局と契約を結んだ里親のもとで、長期的に保護されるよう計画が立てられる。

2006 年の報告<sup>(14)</sup>(Health Service Executive 2006)によると、2006 年 4 月から 6 月までの間、保健局の保護下にあった児童の数はアイルランド全土で 5,193 人、そのうち里親のもとに保護されていた児童の数は 4,561 人と、約 9 割に及んでいる。しかし、このような里親に保護された児童の場合に継続的な質の高いケアが必ず与えられているかといえば、そうでない場合もある。児童のニーズと里親のニーズが合わない場合や、諸事情により何人もの違った里親に保護されたり、あるいは施設入所を余儀なくされる場合もある。安定性と継続性が児童には必要とされるが、それをどのように保障していくかは、特に後に述べる親との面会を調整するうえでも、ソーシャルワーカーの大きな課題のひとつである。

#### 2.2.4. 暫定的措置保護命令 (保全処分) (Interim Care Order)

ケア命令は、頻繁には発せられない。2007年の児童健康局の統計 (Department of Health and Children 2007a)<sup>(15)</sup>によると、保健局に保護される児童のうち、ケア命令下にある児童の割合は1996年には49.6%を占めていたのに対し、2004年には43.1%と減少している (表1参照)。

表1- ケアに入っている児童の数 (1996年 2000年 2004年)

	1996	2000	2004	% 変化率
				1996-2004
ケアに入っている児童総数(人)	3,668	4,424	5,060	37.9
男 (%)	49.3	51.5	51.6	4.7
女 (%)	50.7	48.5	48.4	-4.5
里親 (%)	76.2	76.5	83.9	10.1
現在ケア命令下にある児童 (%)	49.6	46.4	43.1	-13.1
1歳未満 (%)	21.3	22.9	18.7	-12.2
1歳以上5歳未満 (%)	38.2	44.1	45.5	19.1
5歳以上 (%)	40.5	33.1	35.8	-11.6

注:ケアに入っている児童とは、任意保護によるものと、現在保護命令下にあるもの両方を含む

出典:Department of Health and Children(2007b)<sup>(16)</sup>, Community Services Residential Care より編集

児童ケア法 17 条に定められている暫定的措置保護命令 (保全処分) は、①児童に対してケア命令が申請された場合、あるいはケア命令申請が間近な場合、②保健局がケア命令の申請の有無を判断するまでの間、児童を引き続き保護することが児童の健康と福祉を保

障するために必要な場合、裁判所がこれを認める。

#### 2.2.5. 指導監督命令 (Supervision Order)

児童が上記のように里親や施設によらず、家庭で保護を受けることが適切と保健局が判断した場合でも、児童ケア法により次のように裁判所が認めた場合は、ソーシャルワーカーが定期的に家庭訪問を行う権限を与えられる。

- ① 児童が攻撃されたり劣悪な処遇を受けたり、ネグレクトを受けたり、性的虐待を受けている場合
- ② 児童の健康、発達、福祉が回避可能であるにもかかわらず損なわれていたり、無視されたりしている場合
- ③ ②と同様に推測される場合

保健局が申請する上記の状況が裁判所によって認められた場合、ソーシャルワーカーは最大 12 ヶ月まで、裁判所の定める範囲で定期的に児童の家庭を訪問する権限を得る。暫定的措置保護命令 (保全処分) の後に児童を取り巻く環境が改善し、家庭での保護が適切であると見られる場合、家庭での状況を継続的に監督するために、ソーシャルワーカーによって指導監督命令が申請されることがある。

#### 2.3. 警察が児童の安全確保を図るための権力について

児童の保護が止むを得ない状況で、ソーシャルワーカーが緊急保護をする必要がある場合でも、両親からの同意が得られないことがある。そういった場合の緊急な保護を行うために、アイルランドでは警察が児童保護に関わってくる。

児童ケア法第 12 条は、児童の健康と福祉に緊急で深刻な危険があり、保護が必要である場合や、児童ケア法第 13 条に定める保健局による緊急保護命令の申請を待っている間は、児童を危険な状態から保護するのに間に合わ

ない場合に限って、警察の強制立ち入り権、両親の同意を伴わない児童の保護権について定めている。ただし、警察は保護した児童を速やかに保健局の保護下に移す義務をおっている。そのため、ソーシャルワーカーは警察が保護した児童のケースを受けた後、裁判所にて緊急保護命令を申請する手続きをとる。そうして、警察とソーシャルワーカーの連携の下、緊急の場合の児童保護が行われる。1999年より施行されている「児童の保護と福祉のための国内ガイドライン」にも警察との連携の重要性が述べられている。そこには、保健局すなわち児童ソーシャルワーカーが児童保護に関するマネジメントとアセスメントにおいて責任があること、そして、警察は推定犯罪の調査において責任をおうことが明記されている。さらに、「それぞれのケースに要求されるすべての技術、知識、資源を包括的に満たすことのできる単独の専門家はいない。そのため、児童とその保護者を取り巻くすべての専門家が協力して対応することが不可欠なのである」<sup>(17)</sup>(Department of Health and Children 1999 p.45)と述べられている。すなわち、児童の保護はソーシャルワーカーのみによって行われるのではなく、多職種による協働・連携によって行われるという認識がアイルランドでは広がりつつある。

### 3. 児童保護 (Child Protection) ソーシャルワークの実践

これまでは主に、アイルランドにおける児童福祉サービスの児童保護に関わる法的枠組みと、それがどのように運用されているかを中心に述べてきた。ここではさらに、そういった制度のもとで要保護児童のアセスメントがどのように行われ、保護された児童にどのような権利が保障されているのかを、児童ケアプランの作成過程、学習権の保障、また親との面会がどのように行われているかに焦点を当てて述べたい。

#### 3.1. 保護決定のシステムと児童の処遇について

児童保護におけるアセスメントは、児童ソーシャルワーカーによって行われる。ソーシャルワークチームリーダー<sup>(18)</sup>や各専門職による連携と情報収集によって、アセスメントを行い、保護や監督が必要な場合は、状況の深刻さ、緊急性の度合いによって対策を検討し、先に述べた3種類のケア命令あるいは指導監督命令の申請を裁判所に行く。裁判所での代弁については、保健局と契約を結んだ弁護士事務所所属する弁護士と児童担当ソーシャルワーカー、ソーシャルワークチームリーダーとの共同作業により行われる。裁判所に提出する文書を作成することは、児童ソーシャルワーカーに課された重要な役割の1つである。また、児童が保護されてからは、児童担当ソーシャルワーカーが児童、家族や関係者を巻き込んで計画作成・見直しを図る。その間、児童は状況や年齢によって、里親または児童施設にて保護を受ける。児童が小学校低学年までであれば、ほとんどの場合は里親のもとに預けられる。なぜなら、施設による集団処遇では児童のニーズに見合ったケアを提供することは難しく、また児童が年少であるほどその傾向が強いことを、児童サービスに関わる専門家は確信しているからである。緊急の場合の短期里親は、保護される児童がどのような経緯で保護されてきたのか、知っておくべき病歴や食べ物の嗜好などについての情報をその時点で分かる範囲で確認し、児童との生活の中で気づいたこと、ソーシャルワーカーがアセスメントを行うために必要な情報については、連携・報告を行う。短期里親の保護期間はおよそ1ヵ月位までの期間で、引き続き保護が必要とされる場合には、ソーシャルワーカーは、児童のニーズにあった長期里親を探す手続きを行う。

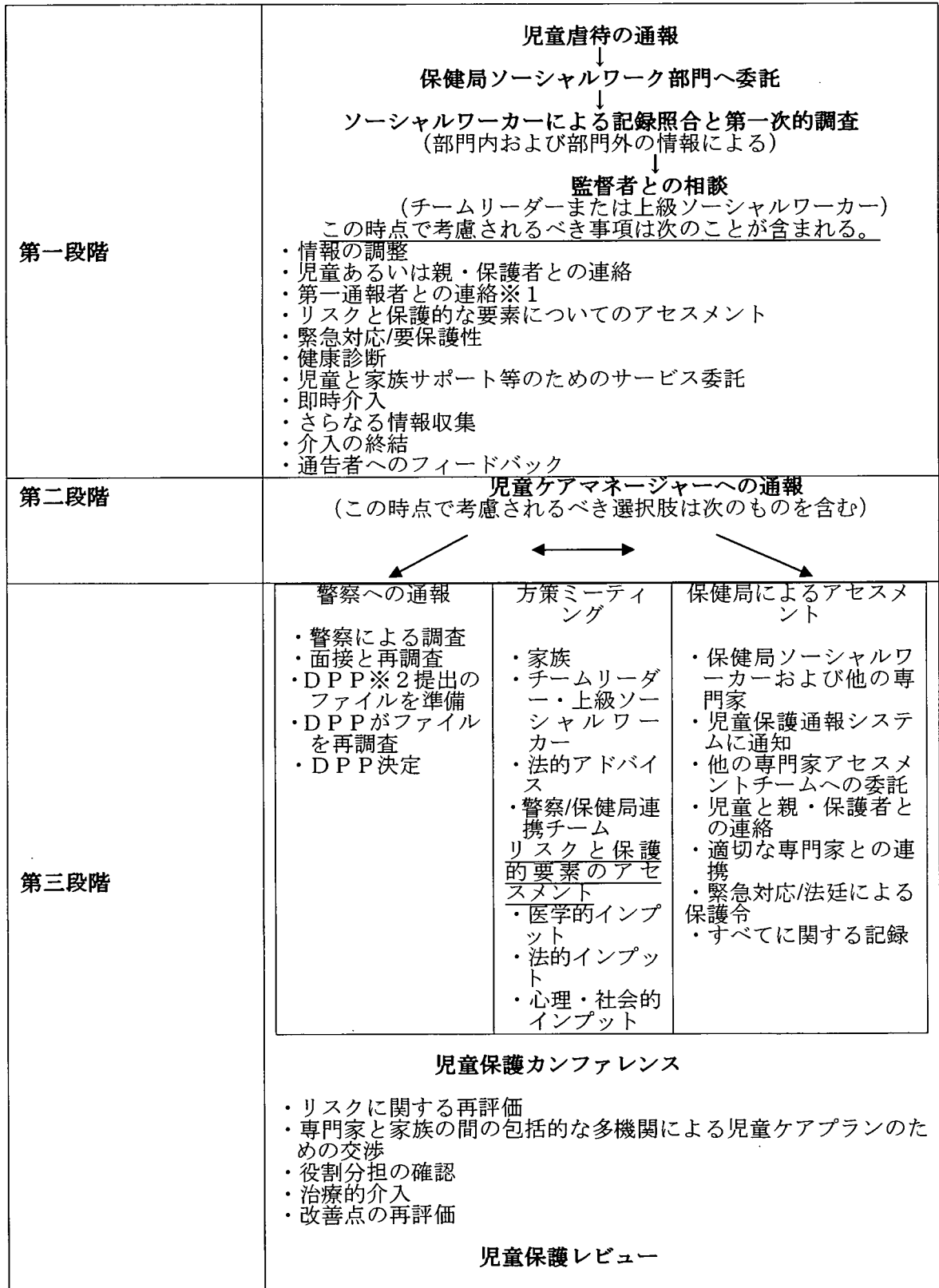
心理アセスメントについては、保護された児童全員に行われる一括したシステムはない

が、頃合を見計らって、必要に応じたアセスメントが行われるように、児童心理専門機関への委託が行われる。また、児童に高度の行動障害がある場合には、専門のトレーニングを受けた特別里親への委託も行われる。児童に、情緒的、治療的介入が必要な場合には、特別ケアユニットや高度サポートユニットといった施設ケアも行われるが施設数は十分とはいえ、そういった特別なニーズをもつ児

童へのサービスは発展途上にあるといえる。

身体的アセスメントについては、家庭医 (General Practitioner) や、地方保健局に雇われる医師 (Area Medical Officer) によって行われる。図1は、政府刊行の「児童の保護と福祉のための国内ガイドライン」(1999)よりまとめた児童保護アセスメントの過程を図化したものである。

図1 児童保護アセスメント調査過程



※1 この段階で警察による調査が見込まれる場合は、警察との連携を開始する必要がある。

※2 Director of Public Prosecutions

Department of Health and Children (1999) *National Guidelines for the Protection and Welfare of Children* Dublin p68 より編集

### 3.2. Child Care Plan (児童ケアプラン) とレビューについて

図1「児童保護アセスメント調査過程」の第三段階に「児童ケアプラン」という用語が使われている。この児童ケアプラン作成は、児童保護(里親)規定(1995)<sup>(19)</sup>11条により規定されている。保健局は、児童を里親に委託する前に、(緊急の場合はできるだけ早く)里親、そして可能な限り児童とその親、法律上の養育者の意見を反映させたケアプランを作成することが定められている。児童ケアプランには、①里親委託の目的と目標、②児童、里親、可能な場合は親に対するサポートについて、③親・親戚・法廷が指定する人との面会について、④児童ケアプラン見直しの調整について定めるとされている。このプランは可能な限り、児童と児童の養護者すべてと共有されることが定められている。児童保護(施設)規定(1995)<sup>(20)</sup>23条にもまた、同じ内容を含む児童ケアプランを作成する旨が定められている。

また、図1「児童保護アセスメント調査過程」の第三段階に児童保護レビューが行われる旨が記載されている。これは、児童保護(里親)規定17条、児童保護(施設)規定25条に記されているものである。児童が里親あるいは施設に保護された場合は、最初の1ヵ月以内に、また2年間は6ヵ月以内に、それ以降は1年以内にレビュー(見直しのための会議)が行われるべきとされている。レビューは、児童と里親、可能な限り児童の親や保護遂行者に知らせることとされている。私が働いた2地域の地方保健局では、それぞれのチームで共有するフォーマットを使用して、児童、里親(施設の場合は児童のキーワーカー)、

可能な場合は親、また児童の通う学校からのレポートをレビューの前に配布・収集し、里親ソーシャルワーカーが里親に関するレポートを、児童ソーシャルワーカーが児童に関するレポートを準備したうえで、ソーシャルワークチームリーダーの司会進行により保健センターか、あるいは里親の家で行っていた。レビューには児童も年齢に応じて可能な限りで同席し、児童に分かりやすい表現で、できる限りケアに関する計画や情報を共有することが試みられていた。私が担当したケースの中には、思春期の児童の場合など、レビューへの参加に積極的でなかったり、児童からのレポートに必要最低限のことしか記入されない場合もあったが、児童とそれまでの経過や希望などについて振り返り、また、それぞれの課題がどれだけ達成されてきたのかななどを包括的に総点検・再評価し、新たなプランを共同作成するための大切な機会となっていた。

### 3.3. 保護児童の学習保障について

児童ケア法第2条は、「児童(Child)とは、18歳未満の人(結婚している人を除く)である」と定めており、児童保護の効力は一般的に18歳に至る前までと捉えられている。しかし、アフターケアを定めている児童ケア法45条には、保護下にある児童が教育を受けている場合、保健局はその者が21歳になるまで教育終了のため、経済面を含めて援助することができる」と定められている。

また、里親ケア国内基準(2003)<sup>(21)</sup>には、児童または青少年の教育的ニーズは重んじられ、児童の可能性は生かされなければならないとされ、社会生活技術も含めた教育が非常に重んじられている。私が担当したケースで



も児童ケアプラン作成の際やレビュー開催の際に、教育機関との連携は不可欠であり、必要に応じて、学校が開催する保護者会に参加したり、校長や教育機関職員とミーティングをもつこともあった。

一方、保護されている児童の中ですぐには学校に通う手配をとらなかったケースがあるのも事実である。緊急で里親に保護されたケースなどは、まず新しい居住環境に少し慣れてから学校へ通う手配を行ったこともあった。特に難民申請のためにアイルランドに入ってきた児童を扱う場合には、児童の年齢だけでなく、それまで自国で受けてきた教育水準や社会的経験も配慮し、専門機関に教育アセスメントを依頼してから校長と児童と共に合意のうえで、その児童に一番ふさわしい形で入学手続きを行い、後に入った学年が学力等と一致しないと判明した場合には飛び級を認めてもらったケースもあった。いずれにしても、児童それぞれの状況を吟味したうえで学校選びや転入手続きが行われていた。可能な場合には、多少遠くても継続性をできるだけ保つために、以前から通っていた学校に通わせることもあった。

#### 3.4. 親との面会について

児童ケア法 37 条は、保健局が親やその他保健局が適当であると認める人との適度な面会を調整することが定められている。また、保健局が定めた面会の頻度等に不服がある場合は、その者が裁判所に面会を請求する権利が定められている。また、保健局が面接を行うことが適当でないと判断した人物とは、保護下の児童と面会することへの拒否権を裁判所に申請することもできる。また、先に述べた児童ケアプランにも、親戚・裁判所が指定する人との面会について記すこととなっている。(児童保護(里親)規定 17 条、児童保護(施設)規定 25 条)。私が担当していたケースの中には、一家族から 6 人の児童が全員ケ

ア命令によって保護され、施設や、一般里親、親類里親を含む 4 箇所の別々の場所にそれぞれ保護されているケースがあった。このケースの場合、当初は父親と母親が別離していたため、1 週間に 1 回の父親、母親との面会が別々に隔週で行われていた。また、各児童の居住地区が離れていたため、児童ソーシャルワーカー 2 名、アクセスワーカー<sup>(22)</sup> 1 名を総動員して保健センター内や公共の場所、あるいはアミューズメントパークなどで毎週面会を計画していた。しかし、場合によっては、母親や父親が薬物の影響下で、児童と会うにはふさわしくない状態で面会へ訪れたり、面会に来なかつたりするときがあり、児童たちの不安を逆に高めてしまうような場合が多々あった。このケースの場合は、後に裁判所により面会の頻度を保健局の判断によって決めることが認められ、両親の状況によって、児童の望みをできるだけ反映できるようにソーシャルワーカーが面会の場所や方法について計画していた。このような場合もあるが、基本的には両親との面会はできる限り保障するかたちでソーシャルワーカーは児童ケアプランを作成している。

#### 4. まとめ

アイルランドにおける児童保護 (Child Protection) 制度の大まかな枠組みについては、実践を通して見えてきたギャップや問題点も含めて述べてきた。日本においては、児童福祉法 (1947) 第 33 条や児童虐待防止等に関する法律 (2002) 第 8 条 2 項及び 3 項に定められているように、児童相談所長が必要があると認めるときは児童を一時保護し、原則として 2 ヶ月以内の保護が認められている。また、児童相談所職員による立ち入り調査も行われる。このような実践は、アイルランドでは行われておらず、児童の保護には司法による審査が必ず行われ、強制立ち入りの権限は警察のみに限られている。

才村 (2005) による日本における児童相談所における法的対応の効果的なあり方の制度面、運用面を考察した調査では、職権一時保護や 28 条申し立て等の法的対応に伴う保護者の児童相談所への態度は、拒否的な場合が多く、児童相談所が対応に苦慮している実態が明らかにされ、児童相談所における法的対応に関する援助技法を確立すること、また「保護者が指導を受けることへの動機づけを図るために、司法の積極的関与が不可欠」(才村 2005 p.112) であると述べている。また、アイルランドにおいては日本と比べて児童福祉サービスが多職種の連携と協働作業により行われていることは明らかである。このことは、各専門職が客観性を維持しながらそれぞれの専門性を発揮し、また責任を共有するという上では、大切な役割を果たしているが、同時に、多くの専門家が関与しているために責任所在が不明瞭になり、あるいはコミュニケーション不足のために、重大な問題への対処が遅れてしまうといった危険性も孕んでいる。警察や他の機関との連携、協働を強化することは、日本の児童福祉にとっては、学ぶべき点があると考えられるがそのためには十分な専門家へのトレーニングや、法的枠組みの整備が欠かせないだろう。

Skehill (2004)<sup>(23)</sup>は、アイルランドの児童保護、社会福祉におけるソーシャルワークの歴史と現在を検証する文献で、アイルランドにおいて児童虐待の認識が一般に深まるにつれ、ネグレクトや虐待を疑う通告数は急速に増え、数限られた十分なトレーニングを受けたソーシャルワーカーがうけもつケース数は増加し、またシステム自体を保つべき資源や児童保護に関わるサービスも不十分であるため危機的な状況にあると述べている。そして、このような時勢には、これまでのようにソーシャルワーカーの権限の及ばない部分だけに着目するのではなく、与えられた権限について顧みること (Reflection)、また、資源不足、

職員の配置不足、あるいは予防的サービス必要性といったことに対する未整備の部分は認めつつも、ソーシャルワーカーという専門職自身がクライアントの観点に立ってどれだけ限られた権限を有効に行使することができるかということに着目する必要があると述べている。こういった姿勢は、日本の児童福祉サービスを考える上でも、有効であるのではないだろうか。

#### 【注記】

- (1) Department of Health, (1991), *Child Care Act*, Stationary Office, Dublin
- (2) Central Statistics Office Ireland, (2007), *Statistical Yearbook of Ireland*, Dublin
- (3) 財団法人自治体国際化協会 (2003) 『アイルランド共和国の地方自治』 財団法人自治体国際化協会 p1・2
- (4) 杉原 薫他 (1999) 『世界歴史 19 移動と移民』 岩波書店 p.88
- (5) 内閣府統括官室 (2007) 『世界経済の潮流』 内閣府 p.94
- (6) Immigrant Council of Ireland, (2005), *Background Information and Statistics on Immigration to Ireland*, Immigrant Council of Ireland, Dublin, p.5
- (7) Department of Health, (1908), *Children Act*, Stationary Office, Dublin
- (8) 増田 幸弘 (2002) 「アイルランド」 仲村 優一・阿部 志郎、一番ヶ瀬 康子 (2002) 『世界の社会福祉年鑑』 旬報社 p.257
- (9) Health Service Executive, (2007a), *An Introduction to the HSE*, Dublin p.2
- (10) Health Service Executive, (2007b), Health Service Executive, (11.23.2007), (<http://www.hse.ie/en/FindaService/HealthServices/Category/ChildProtectionSocialWorkServices>)
- (11) National Social Work Qualifications

- Board,(2007), National Social Work Qualifications Board, (2007.11.23), (<http://www.nswqb.ie/qualification/national.html>)
- (12)Department of Health and Children, (1999), *Children First: National Guideline for the Protection and Welfare for Children, Dublin*
- (13) *ibid.* p.37
- (14)Health Service Executive, (2006), *HSE Performance Monitoring Report, Quarter 2, April – June 2006, Dublin*
- (15) Department of Health and Children,(2007a), Department of Health and Children, (11.23.2007) ([http://www.dohc.ie/statistics/key\\_trends.html](http://www.dohc.ie/statistics/key_trends.html))
- (16) Department of Health and Children,(2007b), Community Services Residential Care, (11.22.2007) ([http://www.dohc.ie/statistics/key\\_trends/community\\_services\\_residential\\_care/table\\_4\\_2.html](http://www.dohc.ie/statistics/key_trends/community_services_residential_care/table_4_2.html))
- (17) Department of Health and Children,(1999),*Children First: National Guideline for the Protection and Welfare for Children, Dublin* p.45
- (18) 保健局に雇われ、ソーシャルワーカーのスーパーバイズ、ケース管理等を担当するチームリーダー。各ソーシャルワーカーへのケースの配分や介入の開始、終了についてはソーシャルワークチームリーダーとソーシャルワーカーとの合意の下に行われる。
- (19)Department of Health and Children, (1995a),*Child Care (Placement of Children in Foster Care) Regulations*, Stationary Office, Dublin
- (20)Department of Health and Children, (1995b),*Child Care (Placement of Children in Residential Care) Regulations*, Stationary Office, Dublin
- (21)Department of Health and Children, (2003), *National Standards for Foster Care*, Stationary Office, Dublin
- (22) 面接の支援を専門とした保健局雇用の児童ケアワーカー。ソーシャルワーカーと連携して養護児童と両親、保護者等との面会へ同伴し、モニタリング(監督)を行う。
- (23) Skehill, Caroline.,(2004), *History of the Present of Child Protection and Welfare Social Work in Ireland*, Edwin Mullen Print, Dublin,p344

【引用文献】

- 1)Department of Health and Children. (1999),*Children First: National Guideline for the Protection and Welfare for Children, Dublin*
- 2) 才村 純 (2005) 『子ども虐待ソーシャルワーク論』 有斐閣

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究  
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書  
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

一時保護所で生活している子どもたちの声（その2）

山屋 春恵（秋草学園短期大学）

要約

本研究は、昨年度に引き続き、全国の一時的保護所で生活している小学校4年生以上の子どもを対象にアンケートを実施し、一時保護所での生活に関する当事者の声を聴き、一時保護所の運営を見直そうというものである。子どもによる有効回答数は372票得られた。調査の結果、入所前に一時保護所についての説明を受け、さらにわかりやすさを感じていた子どもは全体の約半数にとどまり、自分の保護理由の説明について、ある程度納得し入所している子どもは約7割であった。一時保護所の満足度は、昨年度と比べ約2割上昇し、満足度の高い子どもほど「安心できる」「話を聞いてくれる人が何人も（一人だけ）いる」と回答した。一方、満足度の低い子どもほど、困った時には「一人になる」と回答し、「職員が話をきいてくれない」時に反発したくなるといった傾向を示した。また、昨年度と同様に、職員から「大切にされている」と感じている子どもは約7割を占め、入所時のオリエンテーションの受け止め方との関連が強くみられた。一方、「大切にされている」と感じていない子どもの中には、「今までされたことがないからわからない」「他人だから」といった記述もみられ、他者への信頼感を築きにくい子どもたちへの働きかけの難しさも示唆された。

1. はじめに

昨年度実施した調査では、まず、一時保護所にいる子ども自身の声をアンケートをとおして聴くことで、サービス利用者である子ども自身が、一時保護所での生活をどのように感じているのかをおおまかに知ることを一番の目的とした。その結果、職員から大切にされていると感じている子どもほど、一時保護所での生活の満足度が高く精神的に安定していること、保護期間が長期化するにつれイラ

つきや悲しみを感じる傾向が強いこと、また、4人に1人の子どもが、困ったり嫌なことがあったときに、問題を一人で抱えて我慢したり諦めていることがわかった。

そこで今年度は、昨年度の結果を検証するために、入所時のオリエンテーションや職員との関わりなどによって、子どもたちの肯定的感情や否定的感情の違いが表れるのかを明らかにすることを主な目的とした。また、アンケートに答えることにより、子ども自身が一

時保護所での生活を振り返ることができること、子どもの回答を各一時保護所で生かせることも念頭に入れて実施した。

## 2. 研究方法

### (1) 調査方法

本稿では一時保護所に滞在している「子ども向け調査票」(調査票V-1)と、子ども向け調査票の実施に関する「児童相談所向けの調査票」(調査票V-2)の集計、分析を行う。

「子ども向け調査」(調査票V-1)及び「職員向け調査」(調査票V-2)は、他の調査票I～調査票IVと共に全国の児童相談所に郵送し協力を得た。昨年度の児童相談所からの意見を踏まえ、今回は実施日を指定せず、調査の実施可能な日時に各一時保護所で実施を依頼した。

集計には、SPSS11.5Jfor Windows を用いて単純集計を行い、クロス集計においてカイ二乗検定を行った。個々の調査票は個人が特定されることのないよう配慮し、統計的な処理によって分析を行った。

### (2) 回収状況

調査票V-1は、全国50箇所の一時保護所の協力が得られ、子どもたちから372票の回答が得られた。

また調査票V-2は、62箇所の一時保護所(あるいは児童相談所)から協力が得られた。

## 3. 「子ども向け調査」(調査票V-1)の結果

### (1) 回答者(子ども)の基本属性

回答者(以下、子ども)の性別は、男子が52.6%、女子が47.2%と、ほぼ半数ずつであった(表1)。年齢及び所属学校は、表2と表3のとおりで、小学生(4年生以上)から中学生だけで約9割を占めている。また、調査実施日の時点でのそれぞれの子どもの滞在日数をまとめたものが表4である。滞在期間が約1ヶ月以内の子どもが約6割を超え、4週

～8週目までの子どもは約2割となっており、約2ヶ月以上滞在中の子どもの割合は約14%を占めている。また、主訴は表5のとおりで、養護が15.1%、虐待が38.2%、非行は19.4%を占めている。

### (2) 調査の結果

#### ① 一時保護所の生活の全体的な印象

設問1では、一時保護所の生活の全体的な印象を尋ねた。選択肢の中から複数回答で回答を求めたところ、「楽しい」を選択した子どもが54.8%と最も多かった(表6)。このうち小学生が66.0%を占め、中学生以上は47.7%となっている。その他の肯定的な感情としては、「落ち着く」、「リラックスできる」、「嬉しい」、「わくわくする」が続いた。しかし、これらの肯定的感情をひとつも選択しなかった子どもも33.9%にのぼっている。

一方、2番目に多かったのが「イライラする」で41.0%の子どもが選択した。このうち小学生は32.6%を占め、中学生以上は46.4%と上昇している。また、入所期間が1～2週目の子どもは29.9%であったが、3～4週目の子どもは43.9%、5～8週目の41.7%、9週目以降の56.5%と上昇しており、特に滞在期間が9週目を超えると「イライラする」を選択する割合は大きく増加している。その他の否定的な感情としては、「悲しくなる」、「眠れない」、「頭が痛い」、「お腹が痛い」が続き、これらの否定的感情をひとつも選択しなかった子どもは34.4%であった。

#### ② 入所前の説明

設問2から設問7までは、一時保護所入所前の説明や、その時子ども自身がどのように感じたのかを尋ねた。

「一時保護所がどのようなところか」を「説明された」子どもは68.5%であり、昨年度調査とほぼ同様の結果であった(表7)。また、その説明について「わかりやすかった」と感

じた子どもが 54.8%、「わかりにくかった」のは 21.5%、「全くわからなかった」のが 5.9%であり、一時保護所についての説明を受け、さらにわかりやすさを感じていた子どもは全体の約半数にとどまっていることがわかった（表 8）。

また「入所前に一時保護所について知りたかったこと」を自由記述で記してもらったところ、他の利用者やその人数、生活上のルールや自由度、設備面、私物の持ち込みの可否、学校に行けるのかなど、かなり詳細まで実際には知りたかったという希望が見られた（表 34）。

自分の「保護理由の説明」については、全体の約 9 割の子どもが「された」と答えているが、そのうち 9.9%の子どもは、「されたけど、わからなかった」と答えている（表 9）。また、自分の保護理由の説明に納得が「できた」子どもが 47.0%、「少しできた」子どもが 21.8%であり、ある程度納得して入所している子どもは約 7 割に過ぎないことがわかった（表 10）。

さらに、「入所が決まった時の気持ち」については、「不安」「心配」「いやだ」などが上位を占めるとともに、「でもおおかあさんがびょうきだったからだめだった」という記述もあり、「しかたない」「複雑」といった心境がそれに続いている（表 11）。

### ③ 友達との関わり

設問 8 から設問 10 は、友達との関わりについて尋ねた（表 12～表 14）。約 9 割の子どもが「友達と楽しく遊んだりお話すること」が「よくできる」または「少しできる」と答えている一方、「悪口を言われた」「いやなことをされた」など、半数以上の子どもが友達との関わりの中かで不快な経験をしているといえる。特に小学生のうち、43.0%は友達から「悪口を言われた」（中学生以上は 32.6%）、30.3%は「たたかれた」（中学生以上は

21.1%）、24.6%は「けられた」（中学生以上は 15.1%）と感じていて、小学生の方が友達関係では肯定的な感情をもちつつも被害的な気持ちも高い傾向を示している。

また、入所期間が 4 週目までと 5 週目以降の子どもを比べると、5 週目以降の子どもの 54.7%が友達から「悪口を言われる」（4 週目までは 24.4%）と回答し、「嫌なこと」「無視」「仲間はずれ」されたと感じている傾向も高かった。

### ④ 「大切にされている」と感じるか

設問 11 では、職員から「大切にされている」と感じるかについて尋ねた。

「職員に大切にされていると感じること」が「よくある」と答えた子どもが 29.8%、「少しある」が 37.6%であり、昨年度調査と同様に約 7 割の子どもが大切にされていると感じていた（表 15）。その理由を記述してもらったのが表 35 である。

「大切にされている」と感じる子どもは、職員が「真剣に話を聞いてくれ真剣に考えてくれている」「良い事をするとはめてくれるし、ちゃんと悪い事をすればおこってくれる」など、職員が自分のために話を聞いてくれたり信じてくれること、一貫した態度をとることなどからそう感じていることがうかがえる。また、「差別」や「平等」という言葉を何人もの子どもが使用しており、「先生たちはまったくさべつをしないから」「ここではみんな平等・・・」「人のことを差別しているように思える・・・」「一人一人に態度が違う」など、自分が対等に、あるいは丁寧に関わってもらえるかということに敏感な様子が見られた。

一方、大切にされているとあまり感じていない子どもの記述には、「今までされたことがないからわからない」「他人だから」「おやでもないのに・・・」といった、他者を信頼することが難しい様子が垣間見えている。

入所時のオリエンテーションに関する設問

と、「職員から大切にされていると感じるか」の結果をクロス集計したものが表 16 である。4 つの設問すべての回答において有意差がみられ、昨年度と同様、入所時に一時保護所の説明や自分の保護理由をわかりやすく受け、納得して入所している子どもほど、職員から大切にされていると感じる傾向が高かった。

#### ⑤ 職員との関わり

設問 12 から設問 20 は、職員との関わりについて尋ねた。

職員から「大声でどなられた」と感じている子どもが 20.0%いる (表 17)。滞在期間が 1 週から 2 週目までの子どもでは 10.8%なのに対し、滞在期間が 3 週目以降になると 27.0%となり有意差がみられた。

一方、「職員からされて嬉しかったこと」については、約半数の子どもが「話を聞いてくれた」ことを選択し、「遊んでくれた」「勉強を教えてくれた」と続く (表 18)。その他、自由記述のなかには、「泣いている時は、ただとなりで頭をなでてくれるだけでうれしい」「行事を増やしてほしい。楽しい事があればきつい事も頑張れる」など、現実を受け入れる努力をしている様子がうかがえる記述もあった。

「職員に反発したくなる時」については、「自分がイライラしている時」が最も多く 41.8%の子どもが選択した (表 19)。自由記述では、職員が「いいがかりをつける」「かんちがいどなる」など、理不尽な扱いを受けたと感じたり、「意見をおしつける」「上から言葉をいうとき (上目線で)」「もう高校生なんだからしっかりしなさい。…とかいわれるとイライラする。1 人の人間として見てほしい」など、対等な人間として尊重されていないと感じるときにイライラを感じ反発したくなる様子がうかがえる (表 36)。

職員からみて、「反抗」的な態度がみられる子どもほど、友達から「悪口を言われた」「嫌

なことをされた」「たたかれた」「けられた」「無視された」「仲間はずれにされた」などと感じている傾向が強かった。また、反抗がある子どもの 40.3%が職員から「大声でどなられた」と感じていて、反抗のない子どもの 10.6%と有意な差がみられた。

「話をよく聞いてくれる職員」については、7 割の子どもが「何人もいる」あるいは「1 人だけいる」と回答した (表 20)。その内訳は表 21 のとおりで、指導員や児童福祉司、児童心理司、夜間指導員、保護所心理職と続き、学生アルバイトも 15.0%の子どもが選択している。その他の記述としては、実習生やボランティア、課長、ホットライン、看護師、警備員などが挙げられていた。

「職員への要望」を自由記述でも求めたところ、主に、サービスに関する内容と、職員の対応の仕方に関する内容に分けられた (表 37)。サービスに関しては、集団生活上のルールや食事、遊びに関することが多い。一方、職員の対応の仕方に関しては、「やさしく注意をしてください」「もっとあそんでほしい」「もっといろいろななはなしをしてそうだんにつけてほしい」などという声とともに、「一時保護所の先生が少ない」といった、職員不足を指摘する声もあった。

#### ⑥ 心配なことや良かったこと

設問 21 から設問 25 は、子ども自身が今の気持ちや一時保護所での生活について振り返ることができるような設問を設けた。

一時保護所の生活で「辛いことや悲しいことがあった時」には、39.0%の子どもが「一人になる」を選択し、二番目に多かった「職員に話す」の 30.5%を上回った (表 22)。ここで「一人になる」を選択した子どもと、それを選択しなかった子どもとを比べてみると、「職員に大切にされていると感じること」が「あまりない」「全くない」と感じる傾向が高かった。さらに、「自分がイライラしている時」

「不安な時」「ちゃんと話を聞いてくれない時」に職員に反発したくなると答える傾向が高かった。

「今、一番心配なこと」を自由記述で求めたところ、大まかにではあるが、一時保護所内のこと、今後（退所後）のこと、家族や学校など入所前のこと、の3つに分類できた（表38）。一時保護所内のことについては、「いじめられること」「みんなが自分の悪口を言っていないか」「ここに来たことで私は成長できてるんだろーか…」など、友人関係や保護所生活の意味についての疑問などが挙げられた。今後（退所後）の心配については、「自分がどこに行くのか」「保ゴ所の中でも保ゴ所をでて、どっちにしろ自分や幸せになれるかどうか」「まだ、自分の中で気持ちの整理ができていなかったりするのに、これからの事を進められてしまうこと」といった将来への不安や、自分の今後を決めるプロセスに対する心配も挙げられた。また、家族や学校のことでの不安については、「お母さんが生きていくかどうか」「おとうさんが1人でさみしそう」「自分がきゅうに学校からいなくなった事」など、家族や入所前の生活に対する気遣いや不安がみられた。

「ここに来て一番良かったと思えること」についての自由記述を大まかに分類すると、職員や友人との関わりのこと、生活スタイルのこと、家族のこと、自分自身のことについての記述がみられた（表39）。職員や友人との関わりでは、「自分と同じような人がいた」「なやみを聞いてくれる友達がいる」「自分が思っている事や、これからどうしたいのかをしょく員の人がよく聞いてくれる」といったもの、生活スタイルに関しては、「普通の生活習慣がととのった」「自由にすごせる」といったもの、家族のことでは「親に会わなくてすむこと」「今までの生活からぬけだせた」といったもの、自分自身のことについては、「自分の新しい一面がわかった。前より、心から

笑えるようになった。」「自分にとって良い決断ができるようになった。」など、自分自身を振り返る記述がみられた。

「ここでの生活が安心できるか」を尋ねたところ、7割ちかくの子どもが「とてもできる」または「少しできる」と回答し、約3割の子どもが「あまりできない」または「全くできない」と回答している（表23）。その理由を自由記述で尋ねた結果が表40である。それぞれの回答によって分類してあるが、安心できる部分もあるが心配や不安もあった複雑な心境が垣間見える。

#### ⑦ 一時保護所の満足度

最後に設問26では、「一時保護所は100点満点中何点か」を尋ねた。昨年度調査では、60点以下を付けた子どもが約5割いたが、今年度は約3割であった（表24）。また、80点以上を付けた子どもが昨年度は約27%と3割に満たなかったのが、今年度は約48%とほぼ半数にのぼり、子どもの一時保護所の満足度は上昇している。

一時保護所の満足度は、主訴や所属学校（小・中・高の別）、また職員に対する反抗の表れの有無等との関連はみられなかった。一方、満足度と「保護期間」には有意差がみられた。満足度の高い子どもたちの割合は、「保護期間」が「1～2週目」の子どもの47.7%、同じく「3～4週目」の39.2%、「5～8週目」の62.5%、「9週目以降」の62.1%を占め、3週目以降になると満足度の低い子どもの割合が増えるが、5週目を過ぎると逆に満足度の高い子どもの割合が6割以上と上昇している。その他にも、満足度の高い子どもほど、「安心できる」「話を聞いてくれる人が何人も（一人だけ）いる」と回答している。

また、満足度の低い子どもほど「自分がイライラ」していたり「職員が話を聞いてくれない」ときに職員に反発したくなると回答し、困ったり嫌なことがあった時に「職員に話す」



「友達に話す」を選択した子どもの割合が、そうでない子どもの約半数にすぎず、逆に「一人になる」傾向が高いことがうかがえた。

#### 4. 「職員向け調査」(調査票V-2)の結果

「職員向け調査」では、「子ども向け調査」の実施方法等について尋ねた。

調査の実施日は、今年度は各一時保護所の日程に合わせて実施してもらうよう依頼した。7月中に実施した所が17ヶ所、8月中に実施した所が29ヶ所、9月以降が3ヶ所、不明は2ヶ所であった。

調査の「実施の趣旨」には、約8割が「賛成」または「やや賛成」と回答している(表25)。「実施状況」については、対象児童「全員」に実施した所が36ヶ所、「一部」が14ヶ所であった(表26)。

「実施方法」は、基本的には各一時保護所に任せ、入所児童の人数や状況など実態に合わせて実施してもらった。「全員一斉」に実施した所が35ヶ所、「数人ずつ」が7ヶ所、「個別」が9ヶ所であった(表27)。調査の「実施者」は、児童指導員が29ヶ所、保育士が8ヶ所、学習指導担当者が6ヶ所で、一時保護所の課長が16ヶ所となっている(表28)。

「実施した時間帯」は、学習時間が最も多く29ヶ所で、自由時間も16ヶ所であった(表29)。実施の際の子どもへの「説明等」については、「趣旨説明をした」所が25ヶ所、「一問ずつ説明しながら読み上げた」所が15ヶ所、「一問ずつ読み上げた」所が7ヶ所、「子どもに任せた」所が17ヶ所、「質問時のみ説明」した所は24ヶ所であった(表30)。

「実施した感想」については、「よかった」「ある程度よかった」との回答が約9割となった(表31)。自由記述からも、「入所前、入所中の子どもたちの心の動きがわかった」「子どもたちにとっては自分の生活を振り返る機会となる」などの意見が寄せられた(表41)。一方で、真剣に取り組む子どもとふざけて答

える子どもがいるといった指摘もあった。

「実施しなかった理由」については、時間や日程的な余裕がなかったり、子どもや職員への悪影響を懸念する声があった(表42)。また「実施できる条件」では、職員の時間的ゆとりのなさを指摘する声もあった(表43)。

「今後の実施の可能性」については、すでに実施している所が昨年度と同じく8ヶ所で、実施予定のない所が40ヶ所と、独自での実施が困難な様子がうかがえた(表32)。

「アンケートへのご意見」では、子どもの理解力の違い等から易しい内容を求めるものや、毎年の実施や、対象児童を広げての実施を望む声もみられた(表44)。

#### 5. 考察

##### (1) 入所時のオリエンテーションの受け止め方による違い

「全部おしえてほしかった。大人はみんなうそをついてつごうがいいようにする」というように、大人への不信感を既にもっている子どもも多く、他者への信頼感を築きにくい子どもたちへの働きかけの難しさも示唆された。昨年度調査でも明らかになっていたように、入所前のオリエンテーションを個々の子どもに丁寧に行うことが、子どもの保護所生活における職員への信頼感にもつながるといえる。

##### (2) 一時保護所の満足度

昨年度調査から約1年後に実施した今年度調査では、子ども自身が付けた一時保護所の点数に大幅な上昇がみられた。これは、ハード面、あるいは職員数の増加等の物質的なサービスの急激な増加を意味してはいないと思われる。本調査に協力が得られた一時保護所は、普段より積極的に子どもの意見表明の機会を設けるよう意識しているのかもしれない。一時保護所職員の業務や子どもへの働きかけの実態調査と照らし合わせて考えていく必要

があると思われる。

満足度の高い子どもと低い子どもとは、やはり他者への信頼感によるものが大きいともいえる。満足度の低い子どもは、高い子どもよりも、困った時には一人になる傾向が高かったり、職員や友達に話す傾向は低い。だからこそ、大人への信頼感の回復のきっかけがまず一時保護所には求められている。

### (3) 子どもへのアンケートの意義

子ども自身からの「もっと話をきいてほしい」「もっと遊んでほしい」といった声にさらに応えていくためには、現体制ではかなり厳しいと思われる。また当然、それぞれの保護所によって、職員体制や入所児童の状況、人数、生活規則等はさまざまである。今後は、それぞれの実態に即した内容で、さまざまな形で子どもの声をくみとっていくことで、各一時保護所に必要な、ハード面、ソフト面、両方のより詳細なサービスが見えてくるのではないだろうか。

さらに、「子どもたちにとっては自分のことを見直すきっかけになったようだ」との職員の記述にもあるように、このようなアンケートは、実態を明らかにするだけでなく、実際に実施する各一時保護所や子どもたちにとって有益なものでなければならない。今年度調査は、子どもたちが調査票に答えることをきっかけに、自分がどんなことが心配であったり不安なのか、一時保護所に来て良かったと思えることはどのようなことなのかなど、子ども自身が今の自分を振り返ることができる内容になるよう配慮したつもりである。分量的にも、また言語表現や体裁等も、子どもにとってわかりにくかったり負担になったかもしれない。それでも、本調査に意味を見出してくれた職員の方々の、普段の子どもへの思いが、今回の調査で得られた、一時保護所に対する子どもたちに満足度の上昇につながっているのかもしれない。

不安定な精神状況の子どもも多い中、本調査の趣旨に理解を示してくれた各一時保護所や、児童相談所の職員の方々、また、回答を寄せてくれた子どもたちに心から感謝したい。

<資料>

1. 子どもの属性

表1 性別

		度数	パーセント
有効	男	194	52.2
	女	175	47.0
	合計	369	99.2
欠損値	無回答	3	0.8
合計		372	100.0

表2 年齢

		度数	パーセント
有効	9	31	8.3
	10	56	15.1
	11	41	11.0
	12	42	11.3
	13	77	20.7
	14	75	20.2
	15	31	8.3
	16	8	2.2
	17	6	1.6
	合計	367	98.7
欠損値	無回答	5	1.3
合計		372	100.0

表3 所属学校

		度数	パーセント
有効	小学校	143	38.4
	中学校	195	52.4
	高等学校	20	5.4
	その他	10	2.7
	合計	368	98.9
欠損値	無回答	4	1.1
合計		372	100.0

表4 滞在日数(入所期間)

		度数	パーセント
有効	1週目	79	21.2
	2週目	69	18.5
	3~4週目	84	22.6
	5~8週目	81	21.8
	9週目以降	52	14.0
	合計	365	98.1
欠損値	無回答	7	1.9
合計		372	100.0

表5 主訴

		度数	パーセント
有効	養護	56	15.1
	虐待	142	38.2
	非行	72	19.4
	その他	34	9.1
	合計	304	81.7
欠損値	無回答	68	18.3
合計		372	100.0

2. 子ども向けアンケートの結果

表6 次のようなことを感じるか

	度数	パーセント
楽しい	199	54.8
イライラ	149	41.0
悲しい	118	32.5
眠れない	104	28.7
落ち着く	85	23.4
リラックス	67	18.5
頭が痛い	54	14.9
嬉しい	52	14.3
おなかが痛い	50	13.8
わくわく	46	12.7
その他	55	15.2
合計	979	—

表7 保護所の説明

		度数	パーセント
有効	された	255	68.5
	覚えてない	58	15.6
	されなかった	55	14.8
	合計	368	98.9
欠損値	無回答	4	1.1
合計		372	100.0

表8 保護所の説明のわかりやすさ

		度数	パーセント
有効	わかりやすかった	204	54.8
	わかりにくかった	80	21.5
	まったくわからず	22	5.9
	合計	306	82.3
欠損値	無回答	66	17.7
合計		372	100.0

表9 保護理由の説明

		度数	パーセント
有効	された	293	78.8
	されたけどわからず	37	9.9
	されなかった	34	9.1
	合計	364	97.8
欠損値	無回答	8	2.2
合計		372	100.0

表10 保護理由の説明に納得できたか

		度数	パーセント
有効	できた	175	47.0
	少しかけた	81	21.8
	あまりできない	40	10.8
	全くできない	46	12.4
	合計	342	91.9
欠損値	無回答	30	8.1
合計		372	100.0

表11 入所決定時の気持ち

	度数	パーセント
不安	174	47.2
心配	150	40.7
いやだ	119	32.2
しかたがない	107	29.0
複雑	90	24.4
楽しみ	50	13.6
早く行きたい	50	13.6
うれしい	33	8.9
その他	35	9.5
合計	808	—

表12 保護所での友達

	度数	パーセント	
有効			
できた	312	83.9	
できない	8	2.2	
どちらともいえず	47	12.6	
合計	367	98.7	
欠損値	無回答	5	1.3
合計	372	100.0	

表13 友達と楽しく遊んだり話すこと

	度数	パーセント	
有効			
よくできる	248	66.7	
少しできる	77	20.7	
あまりできない	33	8.9	
全くできない	8	2.2	
合計	366	98.4	
欠損値	無回答	6	1.6
合計	372	100.0	

表14 友達からされたことがあるか

	度数	パーセント
とくにない	170	46.7
悪口	132	36.3
いやなこと	101	27.7
たたかれた	90	24.7
けられた	69	19.0
無視された	60	16.5
仲間はずれ	45	12.4
なぐられた	41	11.3
大声でどなられた	37	10.2
物を取られた	23	6.3
その他	22	6.0
合計	790	—

表15 職員に大切にされていると感じること

	度数	パーセント	
有効			
よくある	111	29.8	
少しある	140	37.6	
あまりない	72	19.4	
全くない	42	11.3	
合計	365	98.1	
欠損値	無回答	7	1.9
合計	372	100.0	

表16 「職員から大切にされている」と入所時オリエン

		大切にされている	
		よくある・少しある	あまりない・全くない
保護所の説明	された	187(74.5%)	64(25.5%)
	覚えていない・されなかった	62(55.9%)	49(44.1%)
説明のわかりやすさ	わかりやすかった	152(76.0%)	48(24.0%)
	わかりにくい・全くわからなかった	61(59.8%)	41(40.2%)
保護理由の説明	された	208(72.0%)	81(28.0%)
	されたがわからず・されなかった	38(54.3%)	32(45.7%)
保護理由に納得	できた・少しできた	193(76.9%)	58(23.1%)
	あまりできなかった・全くできなかった	45(52.3%)	41(47.7%)

表17 職員からされたことがあるか

	度数	パーセント
とくにない	238	68.0
大声でどなられた	70	20.0
無視された	32	9.1
いやなこと	27	7.7
たたかれた	19	5.4
悪口	11	3.1
仲間はずれ	7	2.0
けられた	6	1.7
物を取られた	5	1.4
なぐられた	4	1.1
その他	33	9.4
合計	452	—

表18 職員からされて嬉しかったこと

	度数	パーセント
話を聞いてくれた	171	49.0
遊んでくれた	165	47.3
勉強を教えてくれた	162	46.4
ほめられた	141	40.4
やさしいことば	135	38.7
気持ちを聞いてくれた	127	36.4
約束を守ってくれた	63	18.1
しかってくれた	54	15.5
認めてくれた	45	12.9
守ってくれた	44	12.6
その他	41	11.7
合計	1148	—

表19 職員に反抗したくなるとき

	度数	パーセント
自分がイライラ	147	41.8
話を聞いてくれない	93	26.4
反発しない	93	26.4
しかられた	90	25.6
不安なとき	52	14.8
いつも	40	11.4
体調不良	33	9.4
遊んでくれない	18	5.1
その他	43	12.2
合計	609	—